

「栄区寄り添い型生活支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栄区寄り添い型生活支援事業業務委託を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めのあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応する種目「事務・業務の委託」「その他の委託等」または「福祉サービス」について登載が認められた者とする。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は別に定める。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) その他、業務の実施に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性
- (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性

- (5) 管理運営体制の妥当性・実現性
- (6) 運営法人としての取組について（加点項目）
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人等（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価の採点と同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長が採点により決定する。
- 5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が上限配点の50%に満たない場合及び最低評価を受けた項目のある場合は提案者を特定しない。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 栄区総務課長（委員長）
 - (2) 栄区福祉保健課長（副委員長）
 - (3) 栄区高齢・障害支援課長
 - (4) 栄区こども家庭支援課長
 - (5) 栄区生活支援課長
 - (6) 栄区保険年金課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を栄区入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。
- 7 評価委員会の総務は、栄区こども家庭支援課が行う。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。
- 3 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員の選定をし直すことができる。
- 4 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価委員会が一位として決定した者の提案内容においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

(特定の効力)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第16条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定した者が次の各号のいずれかに該当し、受託者として適当でないと認めるときは、区長は特定の取消又は運営の停止を命じることができる。
 - (1) 事業の運営にあたり、区との連携・協力の姿勢がないとき
 - (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、契約の継続が困難なとき
 - (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき
- 3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者特定の効力を取り消す。

(附則)

この要領は、業者選定委員会で決定のあった日から施行する。